

3月18日（水） 公 布



平成21年3月18日
内閣府（防災担当）

「平成二十年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げによる地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

その指定には、全国的に大きな被害をもたらした災害を指定する場合と、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町村を単位として指定する場合（局地激甚災害）の2つがあります。

今回は、以下のとおり、局地激甚災害の指定を行うこととしました。

政令の概要

今回の政令は、平成20年に発生した災害について、激甚災害として指定するとともに、これに適用すべき措置について指定するものです（別紙1参照）。

なお、これらの災害のうち、「岩手・宮城内陸地震」及び「7月27日から29日までの間の豪雨」の指定状況については、別紙2を御参照下さい。

（参考1） 本政令で指定される激甚災害数及び該当市町村数

12災害 42市町村（延数）

・災害種別ごとの災害数

豪雨、暴風雨 9災害

風浪 1災害

地震 1災害

地滑り 1災害

(参考2) 適用すべき措置ごとの災害数の内訳

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章)
4 災害 8 市町村 (延数)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)
1 1 災害 3 8 市町村 (延数)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)
2 災害 5 市 (延数)
- (4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)
1 2 災害 4 2 市町村 (延数)

(参考3) 適用すべき措置の概要

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章)
公共土木施設の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等 (以下「負担法等」という。)の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
(国庫補助率は約1割かさ上げ (過去5ヶ年平均補助率 69%→81%))
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
(農地の国庫補助率は約1割かさ上げ (過去5ヶ年平均補助率 85%→94%))
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)
農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。
(国庫補助率 20%→30~90%)
- (4) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

平成20年局地激甚災害別の適用措置及び対象区域

局地激甚災害	適用措置				対象地区						
	3,4条	5条	6条	24条	都道府県名	郡名(ふりがな)	市町村名(ふりがな)				
平成20年2月23日及び同月24日の風浪による災害	○			○	新潟県		佐渡市	さどし	(旧両津市)		
平成20年5月28日及び同月29日の豪雨による災害		○		○	長崎県		長崎市	ながさきし	(旧外海町)		
		○		○	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	美郷町	みさとちよう	(旧西郷村)	
平成20年岩手・宮城内陸地震による災害		◎	◎	◎	岩手県		一関市	いちのせきし	(旧一関市)		
	◎	◎	◎	◎	岩手県		奥州市	おうしゅうし	(旧衣川村)		
	◎	○(※1)	○(※1)	◎	宮城県		栗原市	くりはらし	(※1 対象区域を、早期指定していた旧鶯沢町及び旧花山村に係る区域から、全域へ拡大)		
	○			○	秋田県	雄勝郡	おがちぐん	東成瀬村	ひがしなるせむら		
平成20年6月20日から同月25日までの間の豪雨による災害		○		○	熊本県		八代市	やつしろし	(旧坂本村)		
		○		○	熊本県	球磨郡	くまぐん	水上村	みずかみむら		
		○		○	熊本県	球磨郡	くまぐん	五木村	いつきむら		
平成20年6月28日から同月30日までの間の豪雨による災害		○		○	石川県	鳳珠郡	ほうすぐん	能登町	のとちよう		
		○		○	長野県	北安曇郡	きたあずみぐん	小谷村	おたりむら		
		○		○	和歌山県			田辺市	たなべし	(旧龍神村)	
		○		○	徳島県	海部郡	かいふぐん	美波町	みなみちよう	(旧日和佐町)	
	○			○	高知県	安芸郡	あきぐん	安田町	やすだちよう		
		○		○	高知県	安芸郡	あきぐん	馬路村	うまじむら		
		◎	◎	◎	富山県			南砺市	なんとし		
平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨による災害		◎	◎	◎	石川県		金沢市	かなざわし			
		○		○	京都府	与謝郡	よさぐん	伊根町	いねちよう		
		○		○	山形県	東田川郡	ひがしたがわぐん	庄内町	しょうないまち	(旧立川町)	
平成20年8月14日から同月17日までの間の豪雨による災害		○		○	長崎県		壱岐市	いきし	(旧勝本町)		
		○		○	福島県	双葉郡	ふたばぐん	川内村	かわうちむら		
平成20年8月28日から同月30日までの間の豪雨による災害		○		○	奈良県	吉野郡	よしのぐん	川上村	かわかみむら		
		○		○	岐阜県			本巣市	もとすし	(旧根尾村)	
平成20年9月2日及び同月3日の豪雨による災害		○		○	岐阜県	不破郡	ふわぐん	垂井町	たるいちよう		
		○		○	岐阜県	揖斐郡	いびぐん	揖斐川町	いびがわちよう		
		○		○	三重県			いなべ市	いなべし	(旧北勢町)	
		○		○	滋賀県			東近江市	ひがしおうみし	(旧永源寺町)	
		○		○	北海道	中川郡	なかがわぐん	中川町	なかがわちよう		
平成20年9月3日から10月30日までの間の地滑りによる災害 平成20年9月12日から同月19日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 (台風第13号)		○		○	三重県			尾鷲市	おわせし		
		○		○	三重県			志摩市	しまし	(旧浜島町)	
		○		○	三重県	北牟婁郡	きたむろぐん	紀北町	きほくちよう	(旧海山町)	
	○			○	和歌山県			新宮市	しんぐうし	(旧熊野川町)	
		○		○	徳島県			吉野川市	よしのがわし	(旧美郷村)	
		○		○	大分県			佐伯市	さいきし	(旧蒲江町)	
		○		○	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	諸塚村	もろつかそん		
	○(※2)	○		○	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	美郷町	みさとちよう	(※2 旧南郷村に係る区域のみ)	
		○		○	鹿児島県			薩摩川内市	さつませんだいし	(旧下館村)	
		○		○	鹿児島県			奄美市	あまみし	(旧住用村)	
	○	○		○	沖縄県	八重山郡	やえやまぐん	与那国町	よなぐにちよう		
	平成20年9月29日から10月1日までの間の暴風雨による災害 (台風第15号)		○		○	宮崎県			延岡市	のべおかし	(旧北川町) (旧北浦町)
			○		○	宮崎県	東臼杵郡	ひがしうすきぐん	椎葉村	しいばそん	

「◎」は、早期局激指定済みの市町村。

○最右欄に括弧書きで合併前の旧市町村名を記載しているものについては、当該合併前の旧市町村に係る区域が局地激甚災害指定基準を満たしたものの。

○表中の適用措置は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)」における、以下の措置である。

- ・法第3, 4条(法第2章)・・・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・法第5条・・・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・法第6条・・・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・法第24条・・・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

**平成20年岩手・宮城内陸地震による災害及び
平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨による災害の
局地激甚災害指定について**

1. 平成20年岩手・宮城内陸地震による災害

	公共土木 (第2章)	農地等 (第5条)	農林水産業 共同利用施設 (第6条)	小災害債 (第24条)
岩手県一関市 (旧一関市)		◎	◎	◎
岩手県奥州市 (旧衣川村)	◎	◎	◎	◎
宮城県栗原市	◎	○(※1)	○(※1)	◎
秋田県東成瀬村 (※2)	○			○

「◎」は、早期局激指定済（7月）。

早期局激指定時からの変更は以下のとおり。

対象自治体	変更内容
宮城県栗原市 (※1)	「農地等及び農林水産業共同利用施設（激甚法第5条、第6条及び第24条）」について、対象区域が旧鶯沢町及び旧花山村から栗原市全域に拡大。
秋田県東成瀬村 (※2)	「公共土木（激甚法第2章及び第24条）」について、新たに指定基準に該当したことにより追加。

2. 平成20年7月27日から同月29日までの間の豪雨による災害

	農地等 (第5条)	農林水産業 共同利用施設 (第6条)	小災害債 (第24条)
富山県南砺市	◎	◎	◎
石川県金沢市	◎	◎	◎
京都府伊根町 (※3)	○		○

「◎」は、早期局激指定済（8月）。

(※3)「農地等（激甚法第5条及び第24条）」について、新たに指定基準に該当したことにより追加。

政令第四十一号

平成二十年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十年二月二十三日及び同月二十四日の風浪による災害で、新潟県佐渡市の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成二十年五月二十八日及び同月二十九日の豪雨	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに

による災害で、長崎県長崎市及び宮崎県東臼杵郡

美郷町の区域に係るもの

規定する措置

平成二十年六月二十日から同月二十五日までの間

の豪雨による災害で、熊本県八代市並びに球磨郡

水上村及び五木村の区域に係るもの

平成二十年八月十四日から同月十七日までの間の

豪雨による災害で、山形県東田川郡庄内町及び長

崎県壱岐市の区域に係るもの

平成二十年八月二十八日から同月三十日までの間

の豪雨による災害で、福島県双葉郡川内村及び奈

良県吉野郡川上村の区域に係るもの

平成二十年九月二日及び同月三日の豪雨による災

害で、岐阜県本巢市、不破郡垂井町及び揖斐郡揖

<p>斐川町、三重県いなべ市並びに滋賀県東近江市の区域に係るもの</p>	<p>平成二十年九月三日から十月三十日までの間の地滑りによる災害で、北海道中川郡中川町の区域に係るもの</p>	<p>平成二十年九月二十九日から十月一日までの間の暴風雨による災害で、宮崎県延岡市及び東臼杵郡椎葉村の区域に係るもの</p>	<p>平成二十年岩手・宮城内陸地震による災害で、次に掲げる市村の区域に係るもの</p> <p>イ 秋田県雄勝郡東成瀬村</p> <p>ロ 岩手県奥州市及び宮城県栗原市</p>
			<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定す</p>

<p>ハ 岩手県一関市</p>	<p>る措置 法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十年六月二十八日から同月三十日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 高知県安芸郡安田町</p> <p>ロ 石川県鳳珠郡能登町、長野県北安曇郡小谷村、和歌山県田辺市、徳島県海部郡美波町及び高知県安芸郡馬路村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に</p>	

<p>係るもの</p> <p>イ 京都府与謝郡伊根町</p> <p>ロ 富山県南砺市及び石川県金沢市</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p> <p>法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十年九月十二日から同月十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 和歌山県新宮市</p> <p>ロ 宮崎県東臼杵郡美郷町及び沖縄県八重山郡与那国町</p> <p>ハ 三重県尾鷲市、志摩市及び北牟婁郡紀北町、</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに</p>

徳島県吉野川市、大分県佐伯市、宮崎県東臼杵

規定する措置

郡諸塚村並びに鹿児島県薩摩川内市及び奄美市

備考

一 この表に掲げる区域は、平成二十年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

二 平成二十年九月二十九日から十月一日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十五号（同年九月二十四日に北緯十二度三十五分東経百三十六度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同年十月一日に北緯二十九度五十五分東経百三十度二十五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

三 平成二十年九月十二日から同月十九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十三号（同月九日に北緯十六度四十分東経百二十五度四十分において台風となった熱帯低気圧で、同月二十一日に北緯三十五度東経百五十二度五十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(関係政令の廃止)

2 次に掲げる政令は、廃止する。

一 平成二十年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成二十年政令第二百二十二号)

二 平成二十年七月二十七日から同月二十九日までの間の豪雨による富山県南砺市及び石川県金沢市の区

域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十年政令第二百七十二号）